

議案第101号

訴えの提起について

差押債権取立て事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出

加西市長 中川 暢 三

1 相手方

相手方	請求額
東京都新宿区西新宿八丁目15番1号 株式会社武富士 代表取締役 清川 昭	(1) 金 1,872,076 円 (2) 上記金額に対する年5分の割合による利息
東京都千代田区大手町一丁目2番4号 プロミス株式会社 代表取締役 神内 博喜	(1) 金 2,308,355 円 (2) 上記金額に対する年5分の割合による利息

2 請求の趣旨

相手方に対し、上記に記載の金額の支払いを求める。

3 訴えの提起の理由

滞納市税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差し押さえ、相手方に対してその支払いを求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払いを求めるもの。

4 授権事項

上訴、和解その他本件処理に関する事項。

(審議資料)

滞納市税を徴収するため、滞納者が消費者金融業者2社（武富士及びプロミス）への利息制限法の制限利息を超えて支払った利息（過払金）を不当利益返還請求権とし、これに対する年5分の利息の支払請求権を合わせて差し押さえたが、両消費者金融業者から異議申立書が提出された。これら異議申立書には、理由がないことから、棄却し、取立通知書を送付したが、期限までに両業者から納付がないため、訴えにより支払いを求めるもの。